

**本市所管施設の臨時休館等の期間延長及び本市所管施設での市民等の主催イベント等
の中止に伴う施設利用料の全額返還等の期間延長について**

令和2年2月26日決定の「広島市主催のイベント等の開催に関する基本方針」を踏まえ、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、同年3月15日までの間、広島平和記念資料館など本市所管施設の一部で臨時休館等（臨時休館、一部閉鎖及び開館時間の変更等をいう。以下同じ。）の措置を講じている。また、開館している本市所管施設において、感染拡大防止を理由として市民等がイベント等を中止した場合、施設利用料の全額返還又はキャンセル料の不徴収の措置を講じているところである。

今般の国の動向及び当該基本方針の改訂を踏まえ、これらの措置については、下記のとおり取り扱うことを原則とする。

記

1 臨時休館等

本市所管施設の臨時休館等の期間を令和2年3月19日まで延長する。

2 施設利用料の全額返還及びキャンセル料の不徴収

新型コロナウイルスの感染拡大防止を理由として、市民等が本市所管施設でのイベント等を中止した場合は、既納の施設利用料は全額返還し、未納であるときは、キャンセル料を徴収しないこととする取扱いの対象期間については、次のとおり延長する。

現 行	延 長 後
令和2年2月1日から同年3月15日までの間の利用分 ※ 令和2年3月15日以前から引き続き同日後も利用する場合は、同日後の利用に係る施設利用料についても、返還対象とする。	令和2年2月1日から同年3月29日までの間の利用分 ※ 令和2年3月29日以前から引き続き同日後も利用する場合は、同日後の利用に係る施設利用料についても、返還対象とする。

なお、既納の施設利用料の返還等に当たっては、各施設に係る条例・規則等に基づき適切に事務処理を行うこと。